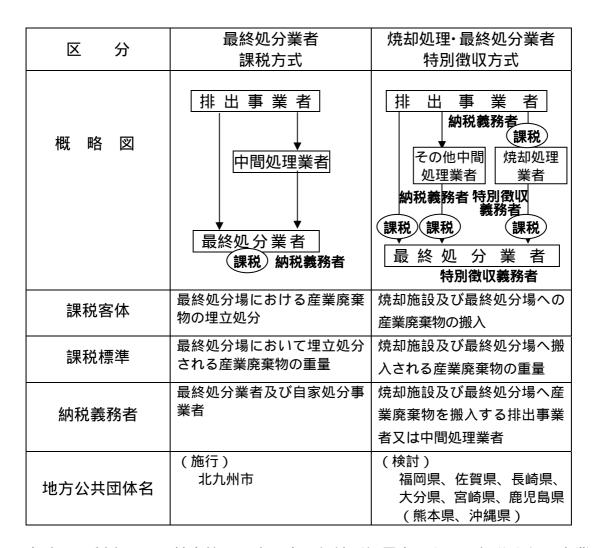
## 産廃税の概要(平成16年5月)

既に実施済み、又は具体的な案が固まった自治体における税の概要は以下の表のとおり。

区分	事業者申告納付方式	最終処分業者 特別徴収方式
概略図	排出事業者 課税 課税 納税義務者 中間処理業者 最終処分業者	排出事業者 納税義務者 中間処理業者 納税義務者 課税 課税 最終処分業者 特別徴収義務者
課税客体	産業廃棄物の中間処理施設又 は最終処分場への搬入	最終処分場への産業廃棄物の 搬入
課税標準	最終処分場への搬入 当該産業廃棄物の重量 中間処理施設への搬入 当該産業廃棄物の重量に処 理係数を乗じて得た重量	最終処分場へ搬入される産業 廃棄物の重量
納税義務者	産業廃棄物を最終処分場又は 中間処理施設へ搬入する事業 者	最終処分場に搬入される産業 廃棄物の排出事業者及び中間 処理業者
地方公共団体名	(施行) 三重県・滋賀県	(施行) 鳥取県・岡山県・広島県・青森県・岩手県・秋田県・新潟県・奈良県・山口県 (施行予定) 宮城県・京都府 (検討) 島根県



各府県の制度とも、基本的には府県内の保健所設置市において処分される産業廃棄物も 課税対象となるが、福岡県の場合のみ、北九州市の環境未来税に係る課税標準量を控除す ることとしている。

事業者申告方式を採用している2県(三重県及び滋賀県)において、納税義務を課す事業者の排出量に一定の下限を設けているが、他の方式においては、事業者の規模に応じた除外規定は設けられていない。

排出事業者が自ら中間処理する場合又は自ら最終処分する場合を課税対象外としている 県が5県(三重県、鳥取県、広島県、滋賀県及び山口県)あった。

リサイクル施設へ搬入する場合の課税を免除している県(滋賀県)下水道汚泥の処分の課税を免除している県(鳥取県)もあった。

宮城県は課税を施行日から5年間限りとしている。

## 産業廃棄物税(法定外目的税)の導入・検討状況

(平成16年5月19日現在)

		,	16年5月19日現在)
団体名等	課税目的	納税義務者	課税対象
三重県 産業廃棄物税 H14.4 施行	産業廃棄物の発生抑制、再 生、減量その他適正な処理に 係る施策に要する費用に充 てるため	排出事業者(年間1000 トン以上) (申告納付による)	県内の中間処理 施設及び最終処 分場に搬入する 産業廃棄物 (1トン千円)
鳥取県 産業廃棄物処分場 税 H15.4 施行	産業廃棄物処理施設の設置 促進のための施策及び産業 廃棄物の発生抑制、再生その 他適正な処理に関する施策 に要する費用に充てるため		
岡山県 産業廃棄物処理税 H15.4 施行	産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図り、税収を産業廃棄物対策に充てるため	排出事業者  又は中間処理業者  (県内の最終処分業者か   らの特別徴収による)	県内の最終処分 場に搬入する産 業廃棄物 (1トン千円)
広島県 産業廃棄物埋立税 H15.4 施行	産業廃棄物の排出抑制、減量 化、リサイクルその他適正な 処理に要する費用に充てる ため		
北九州市 環境未来税 H15.10 施行	環境未来都市の建設を目指し、廃棄物の適正な処理の推進、リサイクル関連事業の支援等の環境施策に要する費用に充てるため	市内の産業廃棄物の最 終処分業者及び市内の 自社処分企業 (申告納付による)	市内の最終処分 場で処分する産 業廃棄物(1トン 千円。平成18年 度までは500円)
岩手県 産業廃棄物税 H16.1 施行	産業廃棄物の発生抑制、再使 用、再生利用その他適正な処 分に係る施策に要する費用 に充てるため		
青森県 産業廃棄物税 H16.1 施行	産業廃棄物の発生の抑制及 びその減量化、再生利用その 他適正な処理の促進に関す る施策に要する費用に充て るため	排出事業者 又は中間処理業者 (県内の最終処分業者か らの特別徴収による)	県内の最終処分 場に搬入する産 業廃棄物 (1トン千円)
秋田県 産業廃棄物税 H16.1 施行	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な 処理の促進に関する施策に 要する費用に充てるため		

滋賀県 産業廃棄物税 H16.1 施行	資源循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る経費に充てるため	排出事業者(年間500トン以下の事業者除く。県外の中間処理業者を含む。) (申告納付による)	県内の中間処理 施設(知事が認 定する再生施設 除く。) 及び最終 処分場に搬入す る産業廃棄物 (1トン千円)
奈良県 産業廃棄物税 H16.4 施行	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 (県内の最終処分業者からの特別徴収による)	県内の最終処分 場に搬入する産 業廃棄物 (1トン千円)
山口県 産業廃棄物税 H16.4 施行	産業廃棄物の排出の抑制、 再生利用等による産業廃 棄物の減量その他その適 正な処理の促進に関する 費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 (県内の最終処分業者か らの特別徴収による)	県内の最終処分 場に搬入する産 業廃棄物 (1トン千円)
新潟県 産業廃棄物税 H16.4 施行	産業廃棄物の発生の抑制 及び再生利用の促進、産業 廃棄物の最終処分場の設 置の促進その他産業廃棄 物の適正な処理に関する 施策に要する費用に充て るため	排出事業者 又は中間処理業者 (県内の最終処分業者か らの特別徴収による)	県内の最終処分 場に搬入する産 業廃棄物 (1トン千円)
宮城県 産業廃棄物税 H16.3 条例公布	産業廃棄物税の発生の抑制、減量化、再生利用、その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 (県内の最終処分業者か らの特別徴収による)	県内の最終処分 場に搬入する産 業廃棄物 (1トン千円)
京都府 産業廃棄物税 H16.3 条例公布	循環型社会の構築に向け、 産業廃棄物の発生抑制、再 使用、再生利用その他適正 な処理に関する費用に充 てるため	排出事業者 又は中間処理業者 (府内の最終処分業者か らの特別徴収による)	府内の最終処分 場に搬入する産 業廃棄物 (1トン千円)

北海道は、条例案を平成14年11月議会に上程、継続審議となったが、15年3月の議会で否決廃案。 九州の各県は、九州知事会において広域的な調整が必要という認識が共有され、同時期の導入を目指 している。また、沖縄県がこれに加わることを検討中。

東京都は、平成13年首都圏の七都県市首脳会議に、産業廃棄物税の一斉導入を提案。

四国4県が、産廃税研究会を設置して共同で検討中。四国知事会議は導入時期で足並みをそろえることで一致。

このほか福島県、愛知県、島根県において検討中。